

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(台風：和泊町地域防災計画)

当町における気象災害のうち、特に大きな被害を受けるのは、台風災害であり、家屋の損壊、道路決壊、農地の流失等台風の襲来のために甚大な被害を受けている。これは本町が太平洋と東シナ海に面しているうえ、平坦な地形のため、台風の度に暴風雨及び高潮による塩害が農作物に与える被害を一層大きくしており、例年台風により莫大な被害を受けているのが本町の災害の特性といえる。

台風来襲回数

月	年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	計
		1										
2												0
3												0
4												0
5				2				1				3
6				1	3	1	2				2	9
7				1	2	1	3	2	1	3	4	17
8	1	3	1	5	2	2	2	2	1	1	4	22
9		3	2	2	1	2	1	1	4	1	2	18
10	2	1		1	4	2			1	2	1	14
11											1	0
12												0
計		3	6	7	12	9	10	6	7	7	13	80
総発生個数		22	14	21	25	31	23	27	26	27	29	245

(※) 台風の中心が鹿児島県の奄美地方、沖縄県のいずれかの気象官署から300km以内に入った場合を「沖縄・奄美に接近した台風」としている。

(注) 接近は2か月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

(注) 2018年の値は速報値であるため、後日変更になる場合がある。

(大雨：和泊町地域防災計画)

大雨の発現を季節や要因別に分けると4月～5月の低気圧によるもの、6月～7月の梅雨前線によるもの、8月～9月の台風によるものに分けられるが、特に水害を起こすような大雨は梅雨期、台風期に多くなる。梅雨期の雨の降り方をみると、梅雨の前期と末期とではかなり異なり、後半は雷を伴った局地的な豪雨が降ることが多い。特に梅雨末期の豪雨は大きな水害を起こすことが多い。

また近年は、極めて狭い範囲に100mmを超える猛烈な雨が降る、いわゆる「ゲリラ豪雨」による被害が発生している。ゲリラ豪雨は突発的で局地的に発生するため、予測は難しいとされてきたが、気象庁では平成27年8月から高解像度降水ナウキャストによる情報サービスを携帯電話利用者向けに開始している。町が行政として防災気象情報を住民に迅速に伝達することも重要であるが、こうした新たな情報収集の方法を住民に防災知識として普及していくことも減災につながっていくものと思われる。

沖永良部島には大きな川はなく、高低差もほとんどなく、海へ向かってなだらかな下り坂になっている地形であることから、大規模な洪水等の水害は起こりにくい。川があり、窪みになっている谷山地区では田畑で水没の可能性がある。対象の地域に商工業者はなく、大雨による水害は起こる可能性は非常に低いと考える。

(土砂災害：ハザードマップポータルサイト)

国土交通省のハザードマップポータルサイトの地図によると、越山周辺の内城地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。農地が多く集積している地区である。

(高潮：和泊町地域防災計画)

台風災害のうちで大きな災害を起こすものの一つに高潮がある。県内においても多数の人命を奪い、莫大な損害を与えた台風のほとんどは、暴風、大雨に加えて異常な高潮を伴った台風である。天文潮による満潮と台風の襲来が重なると、海水面が上昇して高潮が発生する。これに風浪が重なって、海岸堤防を決壊し大災害が起きる。

この高潮を起こす原因は、

ア 台風の中心付近の気圧が外側の気圧より非常に低いため、中心付近の海水がふくれ上がる。

イ 強い風のため、海岸に海水が吹きよせられる。

ウ 台風の中心が近づいたときと満潮のときが重なると、潮の高さは一層高くなる。

以上のようなことから、台風が接近する時刻を予想するときは幅をもたせて予想し、満潮時と一致するときはもちろん、干潮時でも十分警戒しなくてはならない。

和泊港周辺の手々知名の埋め立て地である、ニュータウン地区は高潮の被害を受ける可能性がある。この地区には、飲食店や宿泊施設が多いことから、これらの業種においては、被害を想定した準備が必要になると予想される。

(火災：和泊町地域防災計画)

本町では、小規模な人家火災及び自然火災はしばしば発生しており、火災に対する予防は十分に図られなければならない。

町内の火災発生状況をみると、冬から春先にかけて大きな火災が多発している。この時期に火災が多発し、また大火災が多いのは、季節風による強風が吹いており、空気が乾燥していることに加え、火気を使用する機会が多くなっていること等が原因しているようである。この時期における火災防止対策には十分注意する必要がある。

(地震及び津波：和泊町地域防災計画、J-SHIS)

本町は、比較的有感地震の発生が少ない地域であるが、奄美群島太平洋沖（南部/北部）で地震が発生した場合は、大きな被害を引き起こすことも十分に考えられている。また、地震による津波被害想定では、奄美群島太平洋沖（南部）の場合、27分以内に7mを超える津波が予想されている。

阪神・淡路大震災をもたらした「兵庫県南部地震」をはじめとして、近年、日本列島近海ではマグニチュード7を超える規模の大きい地震が相次いで発生し、強震動による建造物の崩壊や津波により、多くの人命や財産が失われている。

さらに、平成23年3月11日の東日本大震災では東北地方がマグニチュード9という想定外の地震と津波に襲われ、未曾有の被害に見舞われた。これにより国及び各都道府県においても防災対策の見直しが行われている。本町においても地震による津波対策も含め、平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は6%以上26%未満となっている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 340企業（平成30年12月31日現在）
- ・小規模事業者数 314企業（平成30年12月31日現在）

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農林漁業	1	1	和泊
鉱業、砕石業、砂利採取業	3	3	手々知名
建設業	38	34	和泊、国頭他
製造業	23	23	和泊、後蘭他
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	和泊
情報通信業	2	2	和泊
運輸業・郵便業	14	11	和泊、手々知名他
卸売業・小売業	116	107	和泊、手々知名他
金融業・保険業	3	0	和泊
不動産業・物品賃貸業	7	7	和泊
学術研究、専門・技術サービス業	8	8	和泊、手々知名他
宿泊業・飲食サービス業	68	68	和泊、手々知名他
生活関連サービス業・娯楽業	27	26	和泊、手々知名他
教育・学習支援業	1	1	和泊
医療・福祉	2	2	手々知名、国頭
複合サービス事業	4	1	和泊、玉城他
サービス業	22	20	和泊、国頭他

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・鹿児島県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進。
- ・台風等の災害時の町内事業所の被害状況の把握及び担当である和泊町企画課及び県商工会連合会への報告。
- ・被災会員等に対する融資制度の情報提供。

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、沖永良部島は台風災害に非常に多い地域であり、大型の台風が襲来すると大規模な停電となり、3日から7日程度の停電が起こることもある。その際に離島という地域であることや、奄美大島等の人口の多い地域の復旧に多くの人員が割かれて、災害の復旧に時間を要することも課題であると考ええる。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と和泊町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施機関

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と和泊町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 平成31年3月に修正された「和泊町地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険会社・共済加入等）について説明する。
- ・ 和泊町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家等を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険会社の紹介等を実施する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
セミナー又は個別相談の実施	1	1	1	1	1
事業者BCP策定件数	1	1	1	1	1
専門家等派遣件数	1	1	1	1	1

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和元年10月（和泊町商工会危機管理対応方針）事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・鹿児島県火災共済協同組合等や保険会社等に専門家等や担当職員等の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関（おきのえらぶ島観光協会等）への普及啓発ポスター掲示依頼等、セミナー等の共催。
- ・地域の防災訓練等への積極的な参加を呼び掛ける。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認（年1件を目標）
- ・毎年度、（仮称）和泊町事業継続力強化支援協議会（5月頃を予定）（構成員：当会（法定経営指導員の参画含む）、当町）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPや町会報等（年1回を目標）へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後、直ちに（3時間以内を目処に）職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と和泊町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに（1日以内を目処に）情報共有する。
（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は定期的に被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有を目処とする
1週間～2週間	2日に1回共有を目処とする
2週間～1ヶ月	7日に1回共有を目処とする
1ヶ月以降	必要に応じて共有をする

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。
- ・当会と和泊町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会より県商工会連合会を通じて、県の商工政策課へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp）

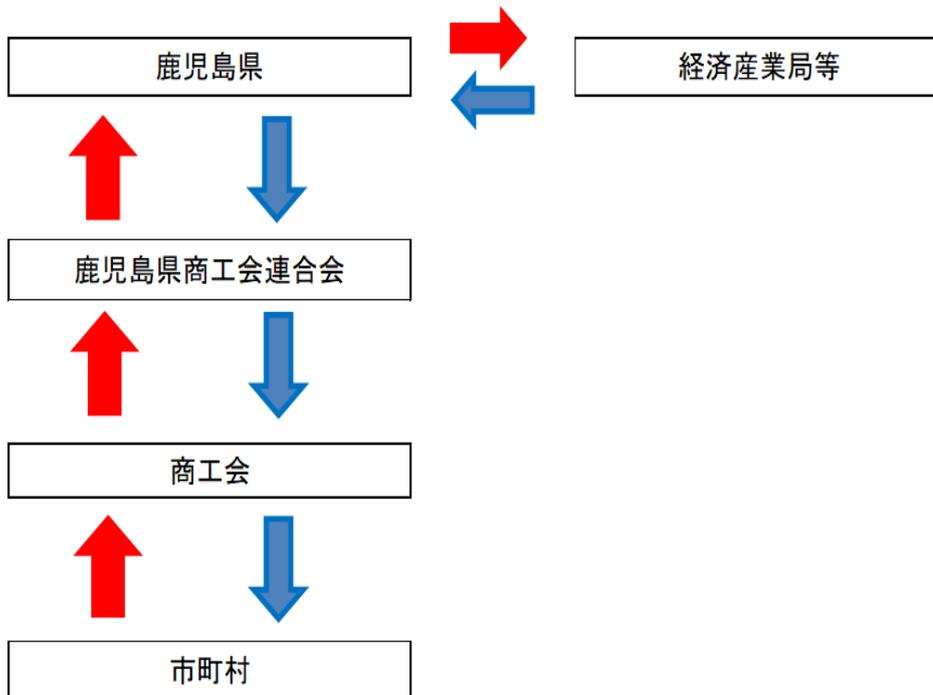
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

発災者： _____ メールアドレス： _____
電話番号： _____

被害合計金額 _____ 0

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※被害の種類に 応じて、 おおよそで可	（被害額内訳） 単位：千円				被害状況 ※任意 ※被災状況がわかる内容があれば、
					土地 （建屋土砂崩壊 買・空地買） [専断用資産に属 する]	建物 [専断用資産に属 する]	機械設備	商品、原材料、 什物品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					
11				0					
12				0					
13				0					
14				0					
15				0					
16				0					
17				0					
18				0					
19				0					
20				0					

- ・当会と和泊町が共有した情報を、鹿児島県の指定する方法（下図）にて当会より県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、和泊町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を鹿児島県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和元年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 鎌田 篤弘(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

和泊町商工会

〒891-9112 鹿児島県大島郡和泊町和泊1225番地

TEL: 0997-92-0148 / FAX: 0997-92-3394

E-mail: wadomari-s@kashoren.or.jp

②関係市町村

和泊町役場 企画課

〒891-9192 鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地

TEL: 0997-84-3512 / FAX: 0997-81-4477

E-mail: kikaku@town.wadomari.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	380	380	380	380	380
・ 専門家派遣費	180	180	180	180	180
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	80	80	80	80	80
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
補助金収入 (国補助金、県補助金、町補助金) 会費手数料等収入 (会費、手数料、共済受託料、雑収入、使用料、分担金)

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。